

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R6常総国道自動車レンタル単価契約
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常総国道事務所長 中谷 文治 茨城県土浦市川口1-1-26
契約締結日	令和6年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)トヨタレンタリース茨城 茨城県小美玉市与沢1604-10
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥145,272 単価合計
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>会計法 第29条の3第4項 予算決算及び会計令 第102条の4第3項</p> <p>本業務は、常総国道事務所において、官用車が使用不可能な場合に自動車をレンタルする業務である。</p> <p>当事務所は、賃貸ビルに入居しており、専用駐車場がなく、運転者が車両から離れて一時的に駐車ができないことから、レンタカーの当該事務所敷地内での引き渡しが出来ないため、職員が出向き店頭引渡しを要件としている。</p> <p>また、契約の相手方としては、不測の事故防止(契約関係書類及び機材の運搬)や緊急時の対応を考慮し、事務所から徒歩5分前後で到着できる業者であることが必要である。</p> <p>契約の相手方は、当事務所から500mの距離に存在し、上記の条件を満たす唯一の業者であるため。</p>
備 考	単価契約 契約単価×予定数量 ¥1,934,110